

那賀町集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 那賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業、林業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	農業集落排水事業 平成元年度(供用開始後36年) 林業集落排水事業 平成15年度(供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	農業集落排水事業:法適(一部適用) 林業集落排水事業:法適(一部適用)
処理区域内人口密度	農業集落排水事業:法適 8.8人/ha(令和7年3月31日) 林業集落排水事業:法適 6.3人/ha(令和7年3月31日)	流域下水道等への 接続の有無	農業集落排水事業:接続なし 林業集落排水事業:接続なし
処理区数	農業集落排水事業 7処理区(和食地区、仁宇地区、小仁宇地区、八幡原地区、延野地区、西納野・下原地区、川切地区) 林業集落排水事業 1処理区(大久保・川口地区)		
処理場数	農業集落排水事業 7処理区(和食地区農業集落排水施設、仁宇地区農業集落排水施設、小仁宇地区農業集落排水施設、八幡原地区農業集落排水施設、延野地区農業集落排水施設、西納野・下原地区農業集落排水施設、川切地区農業集落排水施設) 林業集落排水事業 1処理区(大久保・川口地区林業集落排水施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水事業:最適整備構想は策定済みであり、維持管理適正化計画については一部策定済みとなっている。 林業集落排水事業:特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。	
	基本料金	月額 500円
人員割 (月額)	1人	1人し尿雑排水 1,000円 雑排水のみ 500円
	2人	2人し尿雑排水 2,000円 雑排水のみ 1,000円
	3人	3人し尿雑排水 3,000円 雑排水のみ 1,250円
	4人	4人以上し尿雑排水 3,500円 雑排水のみ 1,500円
	以上	雑排水のみ 1,500円

業務用使用料体系の概要・考え方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。						
	業務用(飲食店等)	月額	営業店舗床面積50㎡未満 営業店舗床面積50以上100㎡未満 営業店舗床面積100㎡以上	2,000円 3,000円 3,500円			
事業所等	基本料金 月額 500円						
	事業所割(月額)	1人~10人 5,000円					
		11人~20人 8,000円					
		21人~40人 12,000円					
		41人~60人 20,000円					
		61人~100人 30,000円					
101人以上 40,000円							
その他の使用料体系の概要・考え方	農業集落排水事業、林業集落排水事業ともに以下である。 集落集会所等は月額1,000円						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (農業集落排水事業)	令和4年度	3,780	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,713	円
	令和5年度	3,780	円		令和5年度	2,560	円
	令和6年度	3,780	円		令和6年度	2,436	円
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (林業集落排水事業)	令和4年度	3,780	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,100	円
	令和5年度	3,780	円		令和5年度	3,982	円
	令和6年度	3,780	円		令和6年度	3,325	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	農業集落排水事業及び林業集落排水事業是那賀町役場の環境課で運営を行っている。 相生支所1名、木頭支所1名、本庁1名(専属)の計3名で管理を行っているが、管理範囲が広いため、施設管理については民間業者へ委託している。
事業運営組織	令和6年4月1日より法適化に伴い農業集落排水事業と林業集落排水事業を那賀町集落排水事業会計で管理している。事業運営是那賀町環境課で行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水事業:施設管理や水質検査を委託している。 林業集落排水事業:施設管理や水質検査を委託している。
	イ 指定管理者制度	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
	ウ PPP・PFI	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	農業集落排水事業:該当はありません。 林業集落排水事業:該当はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表から分かる課題と対策

農業集落排水事業

- ・課題: 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う機器の大規模更新
- ・対策: 接続率向上による料金収入確保、計画的な施設更新による費用縮減

林業集落排水事業

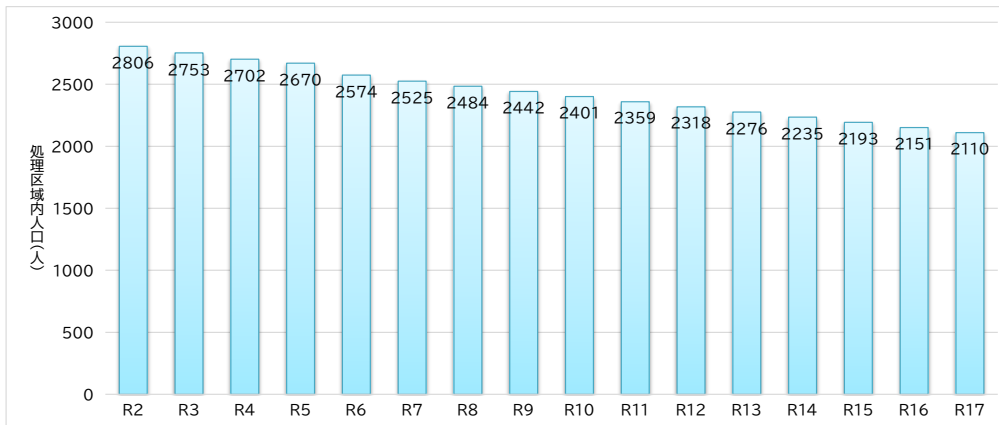
- ・課題: 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う機器の大規模更新
- ・対策: 接続率向上による料金収入確保、計画的な施設更新による費用縮減

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

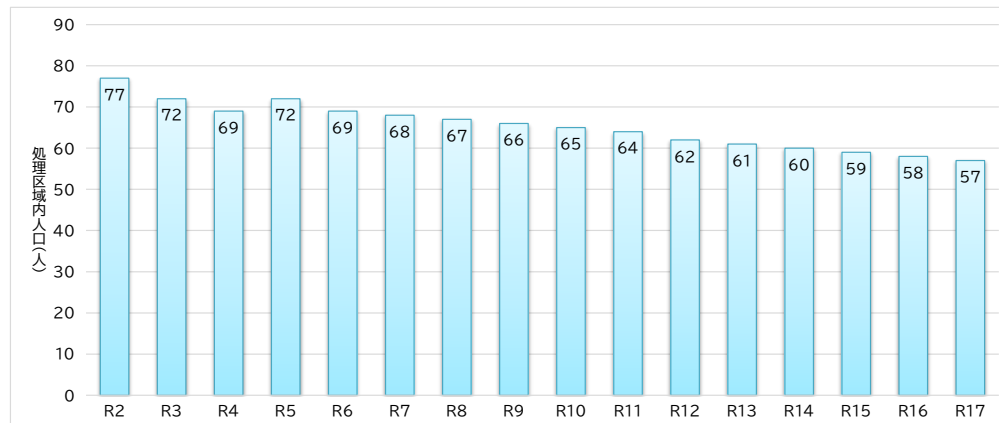
農業集落排水事業

本事業の処理区内人口は、令和2年度は2,806人でしたが、令和6年度末は2,574人となり、減少している。今後は、那賀町全域の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していく。推計した結果、令和17年度の処理区域内人口は2,110人と予測している。



林業集落排水事業

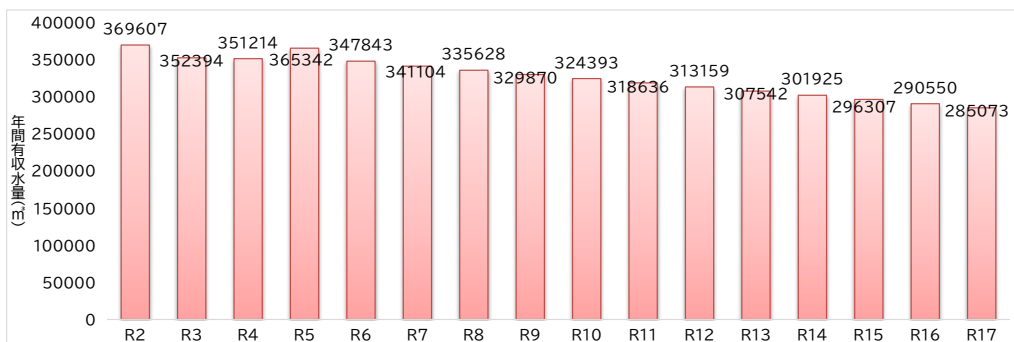
本事業の処理区内人口は、令和2年度は77人でしたが、令和6年度末は69人となり、減少している。今後は、那賀町全域の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していく。推計した結果、令和17年度の処理区域内人口は57人と予測している。



(2) 有収水量の予測

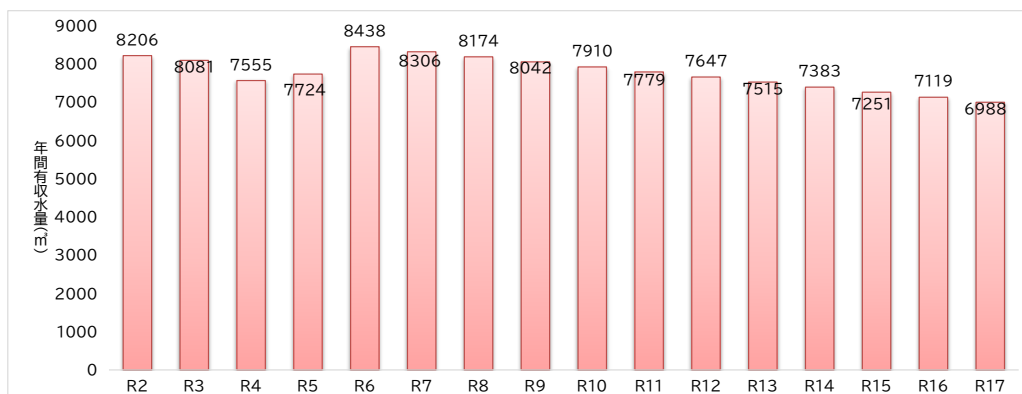
農業集落排水事業

本事業の年間有収水量は、令和2年度は369,607m³でしたが、令和6年度末は347,843m³となり、減少している。今後は、処理区域内人口の減少に伴い、加入促進等の努力を行っていくが、有収水量は減少していくことが予測される。



林業集落排水事業

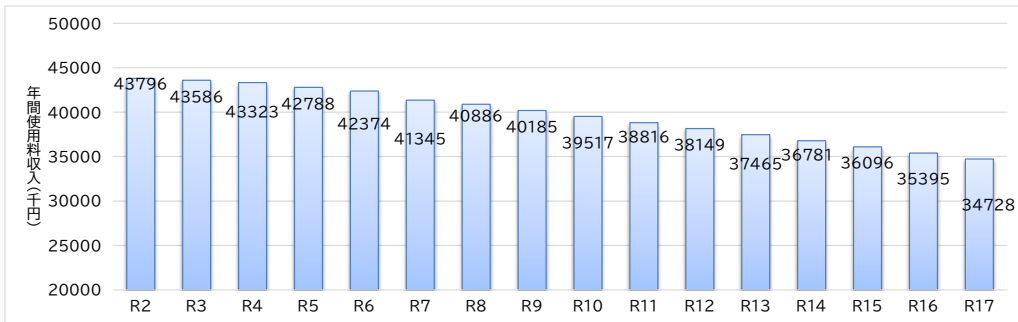
本事業の年間有収水量は、令和2年度は8,206m³でしたが、令和6年度末は8,438m³となり、増加している。今後は、処理区域内人口の減少に伴い、加入促進等の努力を行っていくが、有収水量は減少していくことが予測される。



(3) 使用料収入の見通し

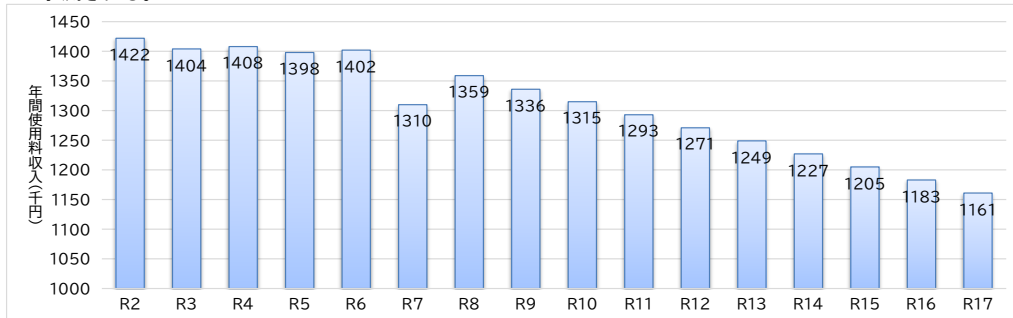
農業集落排水事業

本事業の年間使用料収入は、令和2年度は43,796千円でしたが、令和6年度末は42,374千円となり、減少している。今後も、減少していくことが予測される。



林業集落排水事業

本事業の年間使用料収入は、令和2年度は1,422千円でしたが、令和6年度末は1,403千円となり、減少している。今後も、減少していくことが予測される。



(4) 施設の見通し

農業集落排水事業

平成元年度の和食地区処理施設から平成24年度の仁宇地区処理施設の第2施設までの間に7施設建設した。これらの施設の一部が浸水対策の影響により河川区域内に存在しており、移転に伴う処理施設の統廃合や、機器の老朽化に伴う大規模な更新が必要になる。管路についても老朽化しており、改修・補強による対策が必要な状況になる。

林業集落排水事業

平成15年度の大久保・川口地区処理施設の建設から15年以上経過しており、施設の機器の更新が必要な時期になる。管路については、更新はないが、小規模な修繕が発生する。

(5) 組織の見通し

維持管理業務の全てを民間事業者へ委託している。計画期間においても引き続き民間委託を基本方針とし、委託業者への適切な監督・管理のもと、安定的なサービスの提供を継続する。それに対応するために、組織及び人員の検討が必要になる。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業

方針1 農業集落排水施設の適正な維持管理

①施設更新費の削減・・・策定済みの最適整備構想に基づき、農業集落排水処理施設のストックマネジメントを実践するとともに、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能なサービスを提供する。

方針2 農業集落排水事業の経営の安定化

①接続率向上・・・少子高齢化や人口減少等の厳しい社会情勢のなかで、主たる財源である使用料収入の確保のために、農業集落排水への加入促進に努める。

林業集落排水事業

方針1 林業集落排水施設の適正な維持管理

①施設更新費の削減・・・林業集落排水処理施設の修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能なサービスを提供する。

方針2 林業集落排水事業の経営の安定化

①接続率向上・・・少子高齢化や人口減少等の厳しい社会情勢のなかで、主たる財源である使用料収入の確保のために、林業集落排水への加入促進に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水事業については、策定済みの最適整備構想に基づき、ストックマネジメントを推進する。林業集落排水事業については、最適整備構想が未策定であることから、大規模投資を抑制しつつ、計画的な更新及び投資の平準化を図ります。
-----	--

農業集落排水事業

①投資の目標に関する事項・・・面整備は完了しているため、新規投資はなく維持管理費用への投資を行います。

②管渠、処理場等の建設・更新に関する事項・・・最適整備構想の内容に沿って、計画的かつ効率的に整備を実施する。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
事業費	29,098	7,149	28,279	23,134	181,023	49,044	340,205	60,083	87,894	198,822

単位：千円

③広域化・共同化・最適化に関する事項・・・最適整備構想に基づき、処理施設の規模の適正化を図るとともに、効率的な維持管理体制への見直しを行います。

④投資の平準化に関する事項・・・最適整備構想に基づき、優先順位を把握したうえで、工事費の平準化、長寿命化の改修計画を策定し実施します。

林業集落排水事業

①投資の目標に関する事項・・・面整備は完了しているため、新規投資ではなく維持管理費用への投資を行います。

②管渠、処理場等の建設・更新に関する事項・・・法定耐用年数を経過している処理場設備を更新します。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
事業費	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435	9,435

単位：千円

③広域化・共同化・最適化に関する事項・・・最適整備構想未策定のため、広域化、共同化は見込まず、維持管理及び修繕を行います。

④投資の平準化に関する事項・・・施設の状態を把握したうえで優先順位を整理し、工事費の平準化を図りながら、長寿命化に向けた改修を計画的に実施します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	補助金や企業債等の財源を活用するとともに、将来の経常費用の動向を踏まえた適切な使用料水準の検討を行い、経営の健全化を図ります。経常収支比率については、可能な限り100%に近づけることを目標とします。
-----	---

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

現在の使用料水準では、維持管理費及び資本費の全額を賄うことが困難な状況である。一般会計からの繰入金に依存している状況を踏まえ、経営の健全化を図るため、使用料の見直しを検討する。

・補助金収入に関する事項

処理場設備の更新費の50%を補助金で賄います。

・企業債収入に関する事項

処理場設備の更新費の47.5%を企業債で賄います。(償還期間12年、据置期間3年、利率1.4%)

・一般会計繰入金に関する事項

処理場設備の更新費の2.5%を一般会計繰入金で賄います。

企業債の元利償還金の返済額を一般会計繰入金で賄います。

使用料等の収入で維持管理費を賄えない場合は、一般会計からの繰入金により必要な財源を確保します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費に関する事項 一般会計で対応しているためありません。 ・動力費に関する事項 令和2年度から令和6年度までの平均実績額を基礎として算出し、物価上昇率を考慮して計上しています。 ・薬品費に関する事項 令和2年度から令和6年度までの平均実績額を基礎として算出し、物価上昇率を考慮して計上しています。 ・修繕費に関する事項 令和2年度から令和6年度までの平均実績額を基礎として算出し、物価上昇率を考慮して計上しています。 ・委託費に関する事項 令和2年度から令和6年度までの平均実績額を基礎として算出し、物価上昇率を考慮して計上しています。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

<p>(収支ギャップの解消に向けた取組の方向性) 投資・財政計画(収支計画)においては、農業集落排水事業及び林業集落排水事業ともに計画期間を通じて純損失が継続する見通しであり、令和17年度末の累積欠損金は386,823千円に達することが見込まれる。 収支ギャップの主な要因は、処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の漸減(令和8年度42,245千円→令和17年度35,889千円)と、老朽施設の更新に伴う減価償却費の増大(令和8年度103,272千円→令和17年度116,289千円)にある。 また、令和8年度から令和12年度の5年間で計算期間とした原価計算表による使用料対象経費回収率は57.6%にとどまっており、使用料で賄うべき経費(使用料対象経費70,865千円)のうち約42%が未回収の状態にある。現行の使用料は平成以来据え置かれており、使用料水準の適正化が急務となっている。 こうした収支ギャップの解消に向け、以下の方向性で取り組む。 【取組の方向性】 ① 使用料改定の検討 受益と負担の公平性及び将来世代への負担の平準化の観点から、住民生活への影響を十分考慮しつつ、適正な使用料水準への見直しを検討する。使用料対象経費回収率100%を目標水準として設定し、段階的な使用料水準の適正化を目指す。 ② 施設の適正化・経費縮減 農業集落排水事業については策定済みの最適整備構想に基づくストックマネジメントを推進し、修繕・改築費用の平準化及び削減を図る。林業集落排水事業については大規模投資を抑制しつつ、必要最低限の更新・修繕にとどめる。また、機器更新時に動力費削減効果のある機種を積極的に導入する。 ③ 繰入金の適正化 一般会計との協議を継続し、基準外繰入に過度に依存しない経営体制への移行を目指す。 【検討体制・スケジュール】 時期内容令和8～9年度 経営状況の精査・料金算定作業の準備、料金算定・住民説明・意見聴取、料金改定の要否判断・条例改正(必要な場合)、改定後の効果検証・次期見直しへ反映</p>
--

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業 ・最適整備構想の策定内容に従って対応していく。 ・林業集落排水事業 ・現時点で最適整備構想は未策定であり、当面策定の予定もない。そのため大規模投資は抑制し、必要最低限の更新・修繕を行います。
投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業 ・最適整備構想の策定内容に従って対応していく。 ・林業集落排水事業 ・現時点で最適整備構想は未策定であり、当面策定の予定もない。そのため大規模投資は抑制し、必要最低限の更新・修繕を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・可能な限りの民間活用を行っており、今後追加の活用は考えていない。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・使用料については、経営状況、維持管理費の動向及び物価上昇の影響等を踏まえ、適正な水準となるよう必要に応じて見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・未検討です。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・処理場及び管路の維持管理については今後も民間業者へ委託する。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・職員給与費については、本事業のみに職員が従事しているわけではなく、一般会計で対応しておりますので職員給与費は発生しません。
動力費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・施設内の機器更新時に動力費が削減できる機種を導入するように検討します。
薬品費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・処理水質に影響を与えない範囲でコスト削減に努めます。
修繕費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・維持管理適正化計画については、一部策定済みであり、未策定部分については順次策定を進める。
委託費に関する事項	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・安心、安定した事業運営を維持できる範囲で、指名競争入札を行い、コスト削減に努めます。
その他の取組	農業集落排水事業及び林業集落排水事業 ・特に該当する内容はあります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA(計画・実施・検証・見直し)サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。 また、本計画について概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本計画の適正化を図ります。 なお、次の改定時期は令和13年3月を予定しています。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 〔決算 見込〕	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	41,000	47,600	18,304	7,877	17,914	15,471	90,467	27,778	166,079	33,021	46,232	98,922
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	53,180	42,751	43,712	38,606	41,003	40,211	44,483	32,406	36,006	32,778	33,120	46,457
	4. 他会計負担金	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	5,250	48,225	19,266	8,292	18,857	16,284	95,229	29,239	174,820	34,759	48,664	104,128
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	3,600	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	103,030	138,580	81,282	54,775	77,774	71,966	230,179	89,423	376,905	100,558	128,016	249,507
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	103,030	138,580	81,282	54,775	77,774	71,966	230,179	89,423	376,905	100,558	128,016	249,507
	資本的支出	1. 建設改良費	46,246	110,682	38,533	16,584	37,714	32,569	190,458	58,479	349,640	69,518	97,329
うち職員給与費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金		44,708	42,751	42,749	38,191	40,060	39,397	39,721	30,944	27,265	31,040	30,687	41,250
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	90,954	153,433	81,282	54,775	77,774	71,966	230,179	89,423	376,905	100,558	128,016	249,507	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	△ 12,076	14,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	14,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	0	14,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 12,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	326,319	331,168	306,723	276,409	254,263	230,337	281,083	277,917	416,731	418,712	434,257	491,929	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 〔決算 見込〕	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		45,634	50,244	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634	45,634
	うち基準内繰入金	4,568	5,029	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568	4,568
	うち基準外繰入金	41,066	45,215	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066	41,066
資本的収支分		53,180	42,751	43,712	38,606	41,003	40,211	44,483	32,406	36,006	32,778	33,120	46,457
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	53,180	42,751	43,712	38,606	41,003	40,211	44,483	32,406	36,006	32,778	33,120	46,457
合 計		98,814	92,995	89,346	84,240	86,637	85,845	90,117	78,040	81,640	78,412	78,754	92,091